

添田町広報紙「広報そえだ」印刷業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

添田町

添田町は、添田町広報紙「広報そえだ」印刷業務の受注事業者を以下の要領で公募する。

1 業務目的

本町では町政に関する情報について町民へ正確に分かりやすくお知らせし、基本方針や重点施策等について理解を深めてもらうことを目的とし、広報紙「広報そえだ」を発行している。

ホームページや SNS 等デジタルによる情報伝達媒体が増えてきている中、高齢化が進む本町では紙での広報紙を主に情報収集する町民が未だ多いことから、安価で印刷精度の高い業者選定を行うため、本プロポーザルを実施する。

2 発注業務

- (1) 業務名 添田町広報紙「広報そえだ」印刷業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約形態 単価契約
- (5) 採択件数 1件
- (6) 発注上限額 4,380,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加要件

プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 福岡県筑豊地域内に事業所を有し、当町との連絡調整等に臨機応変に対応ができること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること
- (4) 公募開始の日以前6ヶ月以内に金融機関において、不渡り手形等を出していないこと
- (5) 国及び添田町を含む地方公共団体から指名停止を受けていないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が、同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

4 プロポーザルのスケジュール及び実施方法

参加者から提出された申請書類等について、書類審査を行い、最も優れた評価を得た者を契約候補者とする。なお、プレゼンテーションは実施しない。

- (1) スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年3月16日（月曜日）
質疑書の受付期限	令和8年3月19日（木曜日）17時まで受け付け

質疑書に対する回答	令和8年3月23日（月曜日）17時までに回答を公表
参加申込書、広報紙サンプル等の提出期限	令和8年3月27日（金曜日）17時まで受け付け
審査結果通知	令和8年4月上旬
契約締結・業務開始	令和8年4月上旬

（2）質問の受付及び回答

プロポーザルに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。なお、電話、来訪等、口頭による質問は受け付けない。

- ① 提出書類 質問書（様式第1号）
- ② 受付期間 令和8年3月16日～3月19日17時まで（必着）
- ③ 提出先 後述「7 問い合わせ及び各種書類の提出先」を参照
- ④ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

※ファクシミリ及び電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話をすること。

- ⑤ 回答 令和8年3月23日17時までにホームページで公表。

※回答は質問、回答のみ公表し、質問者に関する情報は公表しない。また、質問に対する回答の内容は、本要項等の追加又は修正とみなす。

（3）広報紙サンプル等の提出

- ① 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）

参加申込書には会社概要も記載すること。

イ 広報紙サンプル

i) 本町が提示するデータ（Adobe InDesign）8ページ構成の「広報そえだ」でサンプル紙を作成すること。なお、データはCD-Rまたはメールで提供するため、本プロポーザルに参加する意思のある者は「7 問い合わせ及び各種書類の提出先」まで連絡すること。連絡方法は問わない。

ii) 用紙のサイズはA4版とする。表紙、裏表紙、2～3ページは4色刷り、4～7ページは1色刷りとし、製本すること。紙材質等については別紙「添田町広報紙「広報そえだ」印刷業務に係る仕様書中4 業務範囲及び内容」を参照すること。

iii) 使用しているアプリケーション・ソフトはAdobe InDesign CC、Illustrator CC、Photoshop CC、フォントは主にMORISAWA PASSPORTに収録されているフォントを使用している。

ウ 見積書（様式第3号）

ページ数別（16、20、24ページ）のうちカラー（4色刷り）ページがそれぞれ2ページ、4ページ、6ページの1部当たりの単価契約となることから、発行1部当たり単価と1回分（3,800部発行）の金額を記入すること。なお標準業務価格に相当する12回分（16ページ（内、4色刷り2ページ）×2回、16ページ（内、4色刷り4ページ）×2回、20ページ（内、4色刷り2ペー

ジ) × 2回、20 ページ (内、4 色刷り 4 ページ) × 3回、20 ページ (内、4 色刷り 6 ページ) × 3回) の見積金額が発注上限額 4, 380, 000 円を超えた場合は失格とする。見積総額は消費税込みで記載すること。

エ 年間スケジュール (様式第 4 号)

令和 8 年 5 月号～令和 9 年 4 月号の発行日、納品日は次のとおりである。別紙「添田町広報紙「広報そえだ」印刷業務に係る仕様書中 4 業務範囲及び内容」に記載する業務を履行し、納品日の 13 時まで添田町役場へ成果物を納品する場合、入稿日の年間スケジュールを提示すること。

納入品目	発行予定日	納品予定日
令和 8 年 5 月号	令和 8 年 4 月 30 日 (木)	4 月 28 日 (火)
令和 8 年 6 月号	令和 8 年 6 月 3 日 (水)	6 月 2 日 (火)
令和 8 年 7 月号	令和 8 年 7 月 1 日 (水)	6 月 30 日 (火)
令和 8 年 8 月号	令和 8 年 8 月 5 日 (水)	8 月 4 日 (火)
令和 8 年 9 月号	令和 8 年 9 月 2 日 (水)	9 月 1 日 (火)
令和 8 年 10 月号	令和 8 年 10 月 7 日 (水)	10 月 6 日 (火)
令和 8 年 11 月号	令和 8 年 11 月 4 日 (水)	11 月 2 日 (月)
令和 8 年 12 月号	令和 8 年 12 月 2 日 (水)	12 月 1 日 (火)
令和 9 年 1 月号	令和 9 年 1 月 6 日 (水)	1 月 5 日 (火)
令和 9 年 2 月号	令和 9 年 2 月 3 日 (水)	2 月 2 日 (火)
令和 9 年 3 月号	令和 9 年 3 月 3 日 (水)	3 月 2 日 (火)
令和 9 年 4 月号	令和 9 年 4 月 7 日 (水)	3 月 31 日 (水)

- ② 受付期間 令和 8 年 3 月 16 日～3 月 27 日 17 時まで (必着)
- ③ 提出先 後述「7 問い合わせ及び各種書類の提出先」を参照
- ④ 提出方法 持参または郵送 (簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る)
- ⑤ 提出部数
 - ア 参加申込書 (様式第 2 号) 1 部
 - イ 広報紙サンプル 7 部
 - ウ 見積書 (様式第 3 号) 1 部
 - エ 年間スケジュール (様式第 4 号) 1 部

(4) 審査方法

審査員が、当町が定める審査項目に従って審査を行い、最優秀者を決定する。

- ① 審査項目 別表「審査基準表」のとおり。なお、審査員は 5 人、1 人 60 点、計 300 点を満点とし審査するが、審査基準の詳細については公表しない。

- ② 結果通知 すべての参加者に通知する。なお、審査経緯については公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は一切認めない。

(5) その他

- ① 提案者が一者のみであっても、プロポーザルは実施するものとする。
- ② プロポーザルの審査の結果、別途町で定める基準を満たす者がいない場合は、契約候補者を選定しないものとする。
- ③ 審査員が本件の審査に関し提案者と利害関係を有する場合は、審査員から除外する。

5 契約に関する事項

(1) 契約候補者

審査において最優秀者として決定した者を、本業務に係る契約候補者とする。ただし、次のいずれかの事由により契約を締結できない場合には、次点者を契約候補者とする。

- ① 契約候補者が、プロポーザルの参加要件を満たさないこととなったとき
- ② 契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき
- ③ その他の理由により契約候補者と契約締結が不可能となったとき

(2) 契約金額

契約金額は、1部ごとの単価契約とする。

(3) 契約内容及び実施条件

本業務の契約内容については、別途、候補者との協議により定める。なお、協議の過程で提案の一部について変更を求めることがある。

(4) 再委託の禁止

本業務を再委託することは原則認めない。

6 その他留意事項

- ① 提出された書類は返却しない。
- ② プロポーザルに係る広報紙サンプル等の作成及び提出に要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- ③ 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は受注事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- ④ 提案に際して、受注事業者として採用されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- ⑤ 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- ⑥ プロポーザル参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに7の問い合わせ先まで連絡

するとともに、書面（任意様式）にて辞退の届出を行うこと。

- ⑦ 当該事業に係る書類について情報公開請求があった場合は、添田町情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。
- ⑧ その他諸般の事由において契約の実施が不可能になった場合は、当町は一切の責任を負わないこととする。

7 問い合わせ及び各種書類の提出先

添田町 総務課広報・秘書係

〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田 2 1 5 1 番地

電話 0947-82-1231（代表）、0947-82-4000（係直通）

ファクシミリ 0947-82-2869

メール koho@town.soeda.fukuoka.jp

別表 「審査基準表」

項目	評価基準	配点
印刷精度に関すること	画像の鮮明さ、色彩の再現性が適切か	20
見積金額に関すること	単価金額が適切か	20
スケジュールに関すること	入稿期日が適切か	20
合計		60